

答申第 26 号（情報公開）

令和 5 年度諮問第 1 号

件名：国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る（期末手当支給）一覧表  
（令和 5 年 6 月 30 日）の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 当委員会の結論

愛知県議会（以下「実施機関」という。）が、国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る（期末手当支給）一覧表（令和 5 年 6 月 30 日）（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、個人の氏名、生年月日、住所、期末手当の支払額及び備考欄（以下「個人の氏名等」という。）を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 10 月 4 日に愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った本件行政文書の開示請求に対し、実施機関が同月 18 日付けで行った一部開示決定の取消し及び本件行政文書の不開示部分のうち、基礎年金番号を除く部分の開示を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

ア 本件処分にあたり、愛知県議会議長（以下「処分庁」という。）は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため」として、愛知県情報公開条例第 7 条第 2 号に該当するとの理由で、本件行政文書における各欄を不開示とした。

審査請求人は、原処分における当該規定の適用は誤りであって、処分の取り消しと不開示部分の開示を求め、以下にその理由を述べる。

イ 条例第 7 条第 2 号の適用に当たっては、個々の情報の性格、意味についての法的理解が前提となる。そのため、本件対象公文書の役割を明確にしなければならない。

#### (ア) 本件行政文書

a 本件行政文書とは、公的年金制度における在職老齢年金の支給停止事務に係る文書である（厚年法第 46 条、厚年令第 3 条の 6 第 2 項第二号・第三号、厚年則第 32 条の 4）。

平成 27 年 10 月 1 日より、各共済年金制度は全て厚生年金保険制度に統一され、各共済組合等も厚生年金事業の実施機関として厚生年金保険法に基づき業務を行うことになった。

これにより、平成 27 年 10 月から、国会議員又は地方公共団体の議会の議員の報酬の月額及び期末手当の額と年金額に応じて、老齢厚生年金が支給停止される扱いとなった（在職老齢年金）。

- b この処理においては、年金の支給停止額の計算の際に、議員報酬の月額及び期末手当の額等を確認するため、議員からの届出が必要となった。

老齢厚生年金の受給権者である議員は、原則として、所属する議会事務局等の証明を受け、所属する議会事務局等の管轄年金事務所に届出る義務を負う。

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 171 号・平成 28 年 11 月 30 日公布）により、衆議院、参議院、地方公共団体議会の議長からの資料提供等があつて日本年金機構が受給権者に係る届出事項を確認できた場合には、議員自らが届出をする必要がなくなった。

すなわち、議会事務局等が一覧表等を提出することが、議員自らの個別届出を代行する事務となったのである（議会事務局等の一覧表提供は任意）。

- c 自身の公的年金受給に関して適切な届け出が求められるべきルールメーカーたる議員ではあるが、昨今の政治資金規正法上の未届事件を想起するまでもなく、その実態は嘆かわしい状況であつて、在職支給停止届等の未提出議員が続出し、従つて本来は支給停止されるべき年金が不当に支給され、会計検査院から適正処理を求められる醜態が収まらなかった。このため、日本年金機構各管轄年金事務所は、管轄する議会事務局に対して、議員の就任、退任、役職就任離任、議員報酬月額変更、期末手当支給等の事実把握のため、逐一情報提供依頼を続けており、「おんぶにだっこ」ともいえる議員お守り事務を続けざるを得ないのが現実である。

- d 本件行政文書は、管轄年金事務所が「議会事務局別管理表」を作成、整備し、さらに議会ごとに「議会事務局別対象議員一覧表」を作成、整備した上で、議員個々人のデータ（基礎年金番号、年金コード、フリガナ、氏名、住所、生年月日）を予め印刷し、対象議会事務局に送付すると、当該議会事務局は、期末手当の支給年月日と支給額を記載して返送するターンアラウンドの形式となっている。

なお、本件行政文書に予め個人データが印刷されている、議会事務局が提供すべきとされる議員のすべてが老齢厚生年金の受給権者とは限らない。年齢層等の幅を持たせ、今後受給権が発生する可能性があり、在職老齢年金の対象になる可能性がある議員もこの抽出に含まれている。

- ウ 条例第 7 条第 2 号該当性について

処分庁は条例第 7 条第 2 号該当性を主張しているが、同号ただし書き

各項目について検討していない。

(ア) ただし書き「イ」該当性について

a 処分庁は、各議員が支給を受けた期末手当額を、あたかも個人の私的収入と同等の情報であるかのごとく扱い、各議員が各々期末手当をいくら受けたかという情報自体を第7条第2号該当としているが、期末手当は、「県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」（以下、「支給条例」という。）第5条等の規定に基づき支給されるものである。

そして、議長、副議長、各委員会委員長などへの就任、離任、退職、失職その他の期末手当支給額の算定の基礎となる個別の事実は、議会の公表情報である。

議会運営、公金の支出には透明性が求められ、各議員に各々いくら期末手当を支給するかは、県民への説明責任を果たすため当然に公表されている。毎期の支給日に、「2023年6月期の期末・勤勉手当について」などとして愛知県ホームページで公表しているのはそのためであり、報道機関もこぞって例年報道している。

言うまでもなく、議会の議員の氏名や選出選挙区は次の「b」で指摘するとおり、公知の情報であって、これらは地方自治における民主主義の根幹となる情報である。

この意義は、退職、失職しても変わるものではない。

従って、本件行政文書の個別議員の「期末手当の支給額」は支給条例により公にされている情報であるから、ただし書き「イ」に該当する。

b 処分庁はそのホームページの「県議会議員紹介」ページにおいて、個別議員の情報を公開している。「プロフィール」では、氏名、よみがな、選挙区、連絡先等が掲載されている。

また、各議員の個人サイトや政党県連等サイトには、議員個人の自己紹介またはプロフィールが掲載され、各議員はこれらを自身の政治活動のために公表している。

さらに、愛知県選挙管理委員会の「選挙の記録」サイト掲載の「愛知県議会議員一般選挙」の「選挙公報」にも、候補者時点の現職議員自身が公にした「住所」またはその一部、「生年月日」またはその一部あるいは「年齢」が掲載されている。

これらの事実を踏まえると、本件行政文書のうち、少なくとも「フリガナ」、「氏名」、「住所」のうち選挙区表記まで、および「生年月日」のうち「生年」までは、明らかにただし書き「イ」に該当する。

c 議会の議員は、他の公務員等とは異なり、民主主義の根幹を支える立場であり、有権者の付託に応じる立場にあることから、「基礎年金番号等」欄および「年金コード」欄、並びに「備考」欄のうち

共済との関係など個人の年金加入歴に係る部分を除き、容易に調べることが可能な範囲の情報（議会のホームページ掲載情報にとどまらず、前述の議員個人サイト、政党県連等サイト、選挙公報等の掲載情報）を含めて、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として扱うべきであるから、当該掲載情報の範囲で、議員ごとに、本件行政文書各欄の検討をするべきである。

従って、議会のホームページ掲載情報に加え、議員個人サイト、政党県連等サイト、選挙公報等の掲載情報の範囲の情報は、ただし書き「イ」に該当する。

(イ) ただし書き「ニ」該当性について

前述（ア）aにおいて指摘した「支給条例」のみならず、「職員の給与に関する条例」、関連する「人事委員会規則」が公表されているのは、各議員個人が、議会である実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方であり、彼らの役職、氏名および当該予算執行の内容に係る部分であるところの議員報酬、費用弁済および期末手当に係る算定根拠等が公にすることが特に必要であるものとされているからである。

すなわち、各議員が支給を受けた期末手当額は、ただし書き「ニ」に該当する。

エ 以上のとおり、条例第7条第2号本文の該当性のみを理由とし、ただし書き「イ」または「ニ」の該当性を検討していない処分庁の主張は誤りであって、取り消されるべきである。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書及び意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

老齢厚生年金の受給権者のうち地方議会議員等は、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号。以下「厚生年金規則」という。）第32条の4に基づき、期末手当の支給を受けたときには、氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号、老齢厚生年金の年金証書の年金コード、支給を受けた年月日及び支給を受けた期末手当の額を、日本年金機構（以下「機構」という。）へ届け出なければならないこととされている。

平成28年11月30日の厚生年金規則改正によって、地方議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、地方議会議員等である老齢厚生年金の受給権者の期末手当額等を確認できた場合は、議員本人からの届出を必要としないこととなった。

そのため、機構が、愛知県議会議員（以下「県議会議員」という。）のうち、老齢厚生年金の受給権者等を取りまとめた「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る（期末手当支給）一覧表」（以下「一覧表」と

いう。)を作成し、愛知県議会事務局は、機構からの依頼を受けて、一覧表に掲載された県議会議員への期末手当支払額等を情報提供している。

本件行政文書は、令和5年6月30日に支払われた期末手当支払額等を、機構に情報提供するために作成したものである。

本件行政文書には、年金コード、氏名、生年月日、住所、基礎年金番号、期末手当の支払年月日、期末手当の支払額、備考欄及び年金事務所使用欄（二次元コード）が記載されている。

そのうち、不開示とした部分は、個人の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号、期末手当の支払額及び備考欄である。

#### (2) 条例第7条第2号該当性について

審査請求人は、釈明書において、「「氏名」、「生年月日」、「住所」、「期末手当の支払額」及び「備考欄」の開示を求める。」と釈明している。このため、開示しないこととした部分のうち、基礎年金番号を除いた部分である、個人の氏名等の不開示情報該当性について説明する。

個人の氏名等は、一覧表に記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

よって、個人の氏名等は、条例第7条第2号本文に該当する。

なお、個人の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、同号ただし書イに該当しない。また、交際費の支出を伴う交際に関する情報又は需用費のうち飲食に係る経費の支出を伴う会議、研修会、説明会、懇談会及び式典並びに協議、交渉、意見交換、情報収集等に関する情報ではないことから、同号ただし書ニにも該当しない。同号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

したがって、個人の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

## 4 当委員会の判断

### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和5年6月30日に支払われた期末手当支払額等を、機構に情報提供するために作成した一覧表であり、当委員会において本件行政文書を見分したところ、その内容は、前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、個人の氏名等及び基礎年金番号を条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

なお、審査請求の趣旨について令和6年1月12日に実施機関が審査請求人に釈明を要求したところ、同年1月15日に審査請求人より基礎年金番号を除く個人の氏名等の開示を求める旨の釈明があったので、当委員会

においては、個人の氏名等の不開示情報該当性について、以下判断する。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 当委員会において本件行政文書を見分したところ、掲載されている個人の氏名等は、特定の個人を識別できるものであると認められ、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 個人の氏名等について

(ア) 個人の氏名、生年月日、住所について

当委員会において実施機関から説明を聴取したところ、本件行政文書には、老齢厚生年金の受給権者又はその支給開始まで1年未満の者である議員が掲載されるとのことである。したがって、本件行政文書に掲載されている議員の個人の氏名、生年月日及び住所は、誰が老齢厚生年金の受給権者であるかなど、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

(イ) 支払額及び備考欄について

当委員会において実施機関から説明を聴取したところ、本件行政文書に掲載されている期末手当の支払額及び備考欄に関する情報は、議長・副議長・その他議員の3種類とのことである。仮にこれらの情報が開示されると、他の議員と支払額が異なる議長又は副議長が掲載されているかどうか明らかになる。その場合、議長又は副議長が老齢厚生年金の受給権者であることや、厚生年金保険の加入歴があることなどの、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

(ウ) したがって、個人の氏名等は条例第7条第2号本文に該当する。

ウ さらに、本件行政文書に掲載される議員が老齢厚生年金の受給権者等であるという情報は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でないため、ただし書イに該当しない。

また、ただし書ロに該当しないことは明らかであり、個人の氏名等は、議員の職務の遂行に係る情報には当たらないため、ただし書ハにも該当しない。

さらに、交際費の支出を伴う交際に関する情報や、需用費のうち飲食に係る経費の支出に関する情報には当たらないため、ただし書ニにも該当しない。

エ したがって、個人の氏名等は、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

(3) まとめ

以上により、「1 当委員会の結論」のとおり判断する。

(議会運営委員会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 2 . 1	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 2 . 14	審議
同 日 (第1回理事会)	審議
6 . 2 . 21	学識経験者から意見聴取
6 . 2 . 27	学識経験者から意見聴取
6 . 3 . 11 (第2回理事会)	実施機関から不開示理由等を聴取 審議
6 . 4 . 17	学識経験者から意見聴取
6 . 4 . 18	学識経験者から意見聴取
6 . 5 . 17 (第3回理事会)	審議
同 日	審議
同 日	答申